平成２５年（再イ）第２４号

広島市安佐南区東原３丁目32番15―1101号

再生債務者　八幡真太郎

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月18日まで

平成25年10月21日

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３２号

広島市東区中山南２丁目５番20号

再生債務者　小坂　紀子

1　決議に付する再生計画案　平成25年９月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月18日まで

平成25年10月21日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第５号

秋田県由利本荘市東梵天38番地６

再生債務者　齋藤　敏幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日　秋田地方裁判所本荘支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第１０００３号

茨城県北茨城市関南町神岡下359番地８シティーハイツ北浜田202、再生計画認可決定時の住所茨城県北茨城市大津町139番地の２

再生債務者　鳥居塚ひろ子（再生計画認可決定時の氏名　鳥谷ひろ子）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年12月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年10月18日　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（再イ）第２２４号

さいたま市大宮区東町２丁目42番地３イーストシティ101、認可決定時の住所さいたま市中央区本町西１丁目６番22号ファミーユ梅田101

再生債務者　西城亜紀子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年12月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年10月21日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第２１２号

名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地21号棟103号室

再生債務者　小田　健治

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第１０号

愛媛県松山市北井門２丁目22番13号

再生債務者　筒井　琢也

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１４号

大阪府河内長野市楠町西951番地103号

再生債務者　土井　伸博

1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで

4　一般異議申述期間　平成25年11月22日から平成25年12月６日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第４号

京都市山科区上花山講田町42番地20

再生債務者　森田　正義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第３２号

大阪府枚方市中宮北町３番10―808号

再生債務者　松栄スクリューこと　松尾　和彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第２号

静岡県袋井市堀越２丁目６番地の１

再生債務者　川久保幸治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

愛媛県松山市畑寺３丁目３番６号

再生債務者　久保田直己

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１５号

福岡市西区西の丘３丁目６番６号

再生債務者　向井　長興

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月17日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第３４号

大阪府池田市畑１丁目11番10号

再生債務者　酒井　知行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月18日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２４年（再ロ）第１号

兵庫県淡路市浅野神田101番地１　県営浅野神田住宅２―204

再生債務者　森本　陽治

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成24年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。

平成25年10月18日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

官報公告

合併

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二十二日

掲載頁　五十六頁（号外第二二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二十二日

掲載頁　五十五頁（号外第二二八号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二十二日

掲載頁　五十六頁（号外第二二八号）

平成二十五年十月二十九日

静岡市清水区長崎新田二二五番地一

（甲）アルファクラブ静岡株式会社

代表取締役　本多　弘明

静岡市葵区材木町六二一番地の三

（乙）株式会社ハートリンク

代表取締役　稲川　治利

静岡市駿河区八幡二丁目四番三八号

（丙）株式会社ラヴァンセーヌマーケティング

代表取締役　稲川　治利